

博士前期課程

1) 研究計画書の審査基準

1. 研究計画書に必要な事項が述べられていること。
2. 看護学に対して、当該研究の意義が明確であること。
3. 研究の目的や目標が明確であること。
4. 研究に必要な文献検討がされていること。
5. 研究方法が適切であること。
6. 研究の方法及び対象に対して、倫理的配慮がされていること。

2) 修士論文の審査基準

1. 研究の目的及び目標が明確であること。
2. 看護学に対して、当該研究の意義が明確であること。
3. 研究の方法が適切であること。
4. 研究の方法及び対象に対して、倫理的配慮がされていること。
5. 研究に必要な文献検討がされていること。
6. 研究の結果が述べられていること。
7. 研究の結果に対する考察が適切であること。
8. 文献が適切に活用されていること。
9. 研究の限界、課題及び展望が述べられていること。
10. 論文としての構成が適切であること。
11. 修士論文作成要領に則していること。

博士後期課程

1) 研究計画書の審査基準

1. 看護学における学術的意義、新規性、創造性等を有している。
2. 看護学における高度な専門性と深い学識に裏付けられている。
3. 研究計画書の構成・記述が十分かつ適切である。
4. 研究デザイン、データ収集方法、データ解析方法が妥当である。
5. 研究計画が実行可能かつ遂行できるものである。
6. 研究倫理について十分に理解し、それを遵守している。

2) 博士論文の審査基準

1. 看護学における学術的意義、新規性、創造性等を有している。
2. 看護学における高度な専門性と深い学識に裏付けられている。
3. 論文の構成・記述が十分かつ適切である。
4. 得られた研究データや解析結果を正しく評価し、結論に至るまで一貫した議論がなされている。
5. 研究倫理について十分に理解し、それを遵守している。
6. 研究の限界、今後の発展について明確な展望が述べられている。
7. 博士論文に関連する論文が、国内外の査読付き学術雑誌に掲載または掲載決定され、学際的な評価に耐えうる水準に達している。